

東山手・南山手地区

景観まちづくりガイドライン概要版

Higashiyamate and Minamiyamate
Community Development & Urban Regeneration Guidelines



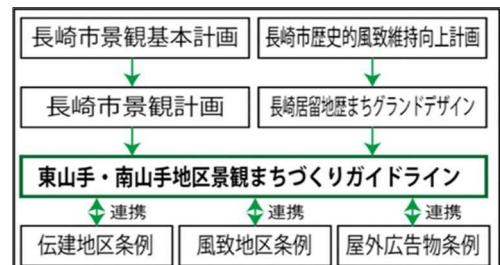
I 本ガイドラインの使い方

(1)目的

本ガイドラインは景観に関する既存の計画や規制、目指すべき景観像、新たに設ける「景観形成誘導基準」、推奨する事例等について、市民や事業者にとって分かりやすく整理した手引書となることを目的とします。

(2)位置付け

本ガイドラインは長崎市景観計画、長崎居留地歴まちグランドデザインを上位計画とし、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例や長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例、長崎市屋外広告物条例等の関連する施策と連携します。



(3)使い方

本ガイドラインは、東山手・南山手地区景観形成重点地区において、景観まちづくりを推進するための規範とし、具体的には下記のような使い方を想定します。

【設計段階で】

建築物や工作物等を設計する際には本ガイドラインを参考して下さい。事前協議や景観計画区域内行為届出等の景観協議でも使用します。

【アドバイザー協議で】

ながさきデザイン会議等の景観に関するアドバイザー協議の場で、本ガイドラインに基づき助言を行います。

【日常生活で】

庭の手入れや軒先の置物など、景観を構成する要素は建設行為だけではありません。本ガイドラインを参考に、日常生活のなかでも景観を意識し、可能な範囲で御協力をお願いします。

【地域の協議会で】

協議会や景観モニタリングにおいて本ガイドラインを活用し、景観の現状や変化について確認し、今後の景観まちづくりの方策について検討を行います。

(4)対象行為

景観法に基づく長崎市景観計画における「景観形成基準」への適合を求める対象行為に加えて、本ガイドラインでは罰則等のない形式で御協力をお願いする「景観ガイドライン」を新たに設けます。景観ガイドラインについては景観法に基づく行為やその規模に限らず、夜間景観や駐車場、仮設物、建設行為以外の日常の行為（日常的な敷地の緑化等）についても対象とします。



(5)景観形成の方針

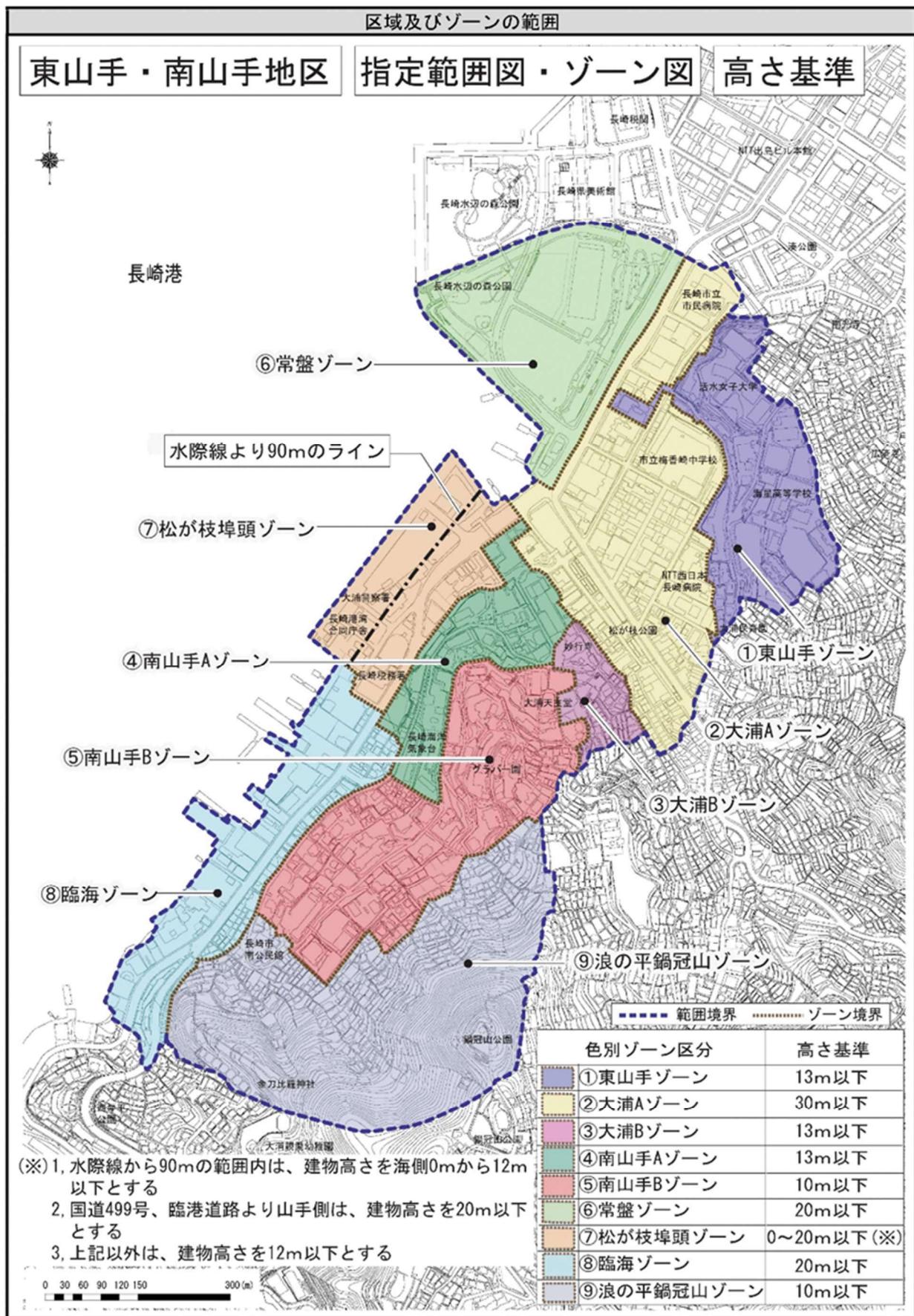
本ガイドラインは、長崎市景観計画における東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観形成に関する方針に基づきます。

<東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観形成に関する方針>

- 洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。
- 歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

(6) 対象区域

長崎市景観計画における景観形成重点地区「東山手・南山手地区」を対象区域とします。



景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の区域及びゾーン

II ガイドラインの考え方

(1)ガイドラインの考え方

今後、より一層の景観まちづくりを進めるにあたり、7つの考え方を以下に示します。

- ①これまでの考え方や取組みを大切にし、その延長線上で考える。
- ②これまで意識が届かなかった、小さな無名の景観資産を大切にする。
- ③経路やスポットを絞り、心から感動できる景観を創る。
- ④時代の変化に対応する。
- ⑤公共施設のデザイン規制・誘導を推進する。
- ⑥人々の活動・営みをデザインする。
- ⑦市民参加や専門家など多様な関係者で推進できる仕組み創る。

(2)景観まちすじ、景観まちかど、主要な眺望点の設定

これまでゾーン毎に景観形成の方針等が作成されましたが、本ガイドラインでは重要な経路とポイント（点）を絞り、一層きめ細かい景観形成を行います。また、主要な眺望点についても明確に示します。

● 景観まちすじ

グランドデザインで定義された歩行ネットワーク・補助ネットワークについて、特性を生かした一層の景観づくりに取り組みます。

- ①シンボルロード景観まちすじ…長崎居留地を象徴する、まちのファサードを形成します。
- ②賑わい景観まちすじ…………おもてなしの心で、歩いて楽しい町並みをつくります。
- ③生活道路景観まちすじ…………できるだけ造成を抑制し、歴史的な景観と生活との共存を図ります。
- ④路地景観まちすじ…………歴史ある路地を保全し、長崎らしい暮らしを魅せます。

● 景観まちかど

その界限の雰囲気を代表するような良質な小空間として、より一層の景観づくりに取り組みます。

- ①スポット景観まちかど…見る人を感動させるような、丁寧な景観づくりを進めます。
- ②ゲート景観まちかど……住民や観光客のゲートにふさわしい景観づくりを進めます。

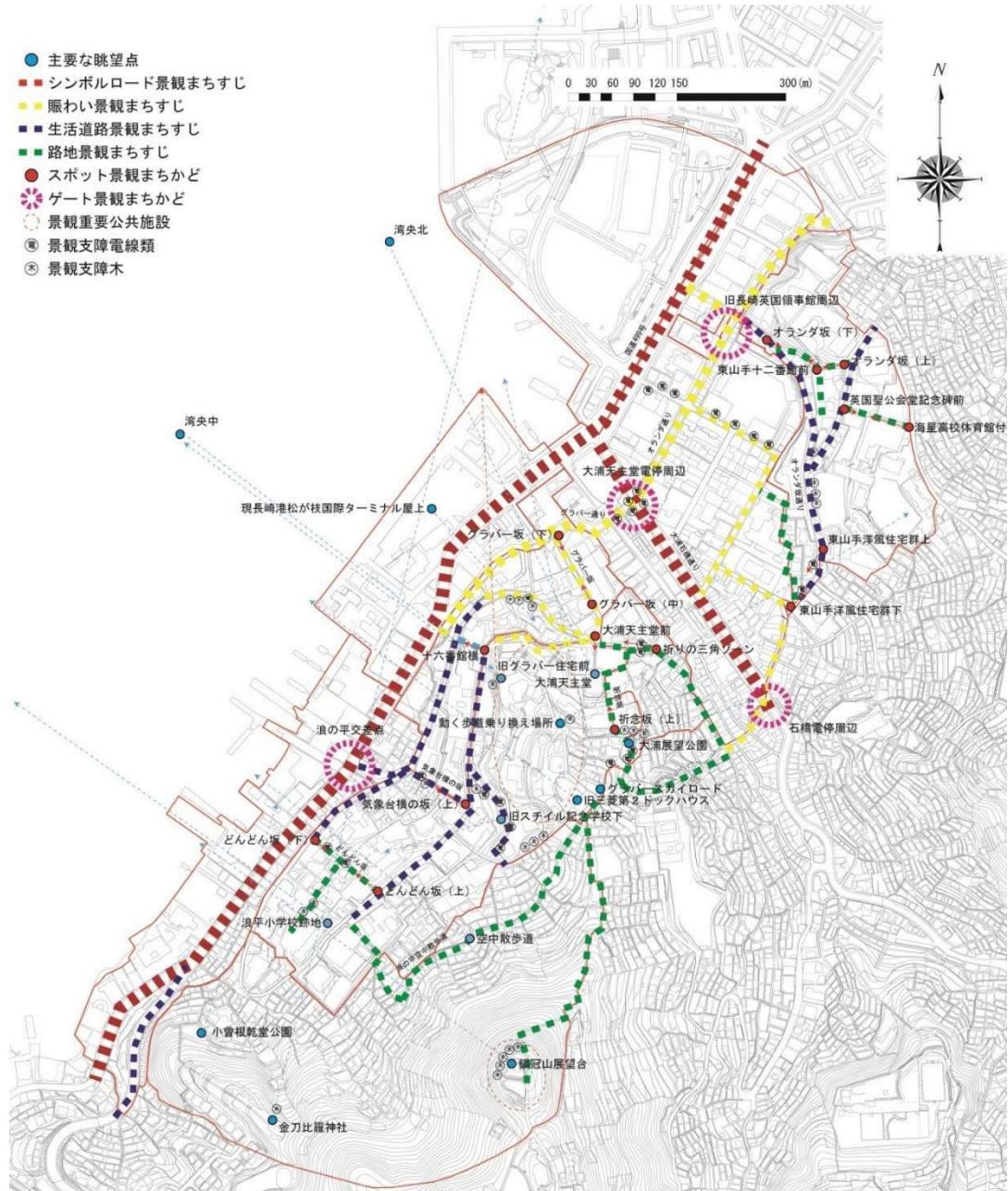
ゾーン	景観まちかど
東山手	旧長崎英國領事館周辺、オランダ坂（下）、東山手十二番館前、オランダ坂（上）、英國聖公会堂記念碑前、海星高校体育館横、東山手洋風住宅群上、東山手洋風住宅群下
大浦 A	大浦天主堂電停周辺、石橋電停周辺
大浦 B	祈りの三角ゾーン
南山手 A	グラバー坂（下）、グラバー坂（中）、大浦天主堂前、十六番館横
南山手 B	どんどん坂（下）、気象台横の坂（上）、どんどん坂（上）、祈念坂（上）
臨海	浪の平交差点

● 眺望点

既存計画などを参考に、長崎港や市街地等を眺望する眺望点を設定する。

ゾーン	眺望点
大浦 B	大浦展望公園
南山手 B	大浦天主堂、旧グラバー住宅前、グラバー園（動く歩道乗り換え場所）、旧三菱第2ドックハウス、グラバースカイロード、旧スチール記念学校下
松が枝埠頭	現長崎港松が枝国際ターミナル屋上
浪の平・鍋冠山	鍋冠山展望台、浪平小学校跡地、浪の平空中散歩道、金刀比羅神社、小曾根乾堂公園
その他	長崎港（湾央北）、長崎港（湾央中）

● 景観戦略図



(3) 目指すべき景観像



オランダ通り



グラバー坂

III 景観ガイドライン（景観形成基準と推奨される取組）

大項目	中項目	規制・推奨内容																				
建築物及び 工作物	位置	<p>景観形成基準</p> <p>[地区共通]</p> <p>①道路に面する建築物の外壁は、まちなみの連續性や、公共的空間を確保するため、また周囲の建築物等との調和するため外壁の後退距離を適宜定める。</p> <p>[大浦 A ゾーン・常盤ゾーン、臨海ゾーン]</p> <p>①建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。</p> <p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通]</p> <p>①眺望景観、歴史的建造物への景観の支障となる位置に建築物や工作物を設置しない。やむを得ず設置する場合は、配置や形態を工夫して部分的にでも眺望できるようにする。</p> <p>[シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ]</p> <p>①道路に面する1階部分をセットバックすることで、道路空間と一体となった賑わいのための空間を設けるよう努める。</p> <p>②裏配線等により、無電柱化を推進する。</p>																				
		<p>景観形成基準</p> <p>①各ゾーンの高さは以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーン名</th> <th>位置・高さに関する景観形成基準内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山手ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 </td></tr> <tr> <td>大浦 A ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 30m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 </td></tr> <tr> <td>大浦 B ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 </td></tr> <tr> <td>南山手 A ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 </td></tr> <tr> <td>南山手 B ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 10m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 2 階以下とする。 </td></tr> <tr> <td>常盤ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 20m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 </td></tr> <tr> <td>松ヶ枝埠頭ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは国道 499 号、臨港道路の道路区域を境界とする山手側の範囲内は、20m 以下とする。 ・高さは国道 499 号、臨港道路の道路区域を境界とする海側の範囲内は、12m 以下とする。 (ただし、水平線から 90m の範囲内は、海側 0m から 12m 以下とする) </td></tr> <tr> <td>臨海ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 20m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 </td></tr> <tr> <td>浪の平鍋冠山ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは 10m 以下とする。 </td></tr> <tr> <td>伝統的建造物保存地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 ・高さは 13m 以下とする。 </td></tr> </tbody> </table>	ゾーン名	位置・高さに関する景観形成基準内容	東山手ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 	大浦 A ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 30m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 	大浦 B ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 	南山手 A ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 	南山手 B ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 10m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 2 階以下とする。 	常盤ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 20m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 	松ヶ枝埠頭ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは国道 499 号、臨港道路の道路区域を境界とする山手側の範囲内は、20m 以下とする。 ・高さは国道 499 号、臨港道路の道路区域を境界とする海側の範囲内は、12m 以下とする。 (ただし、水平線から 90m の範囲内は、海側 0m から 12m 以下とする) 	臨海ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 20m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 	浪の平鍋冠山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 10m 以下とする。
ゾーン名	位置・高さに関する景観形成基準内容																					
東山手ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 																					
大浦 A ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 30m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 																					
大浦 B ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 																					
南山手 A ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 13m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 																					
南山手 B ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 10m 以下とする。 ・建築物の階数は、地上 2 階以下とする。 																					
常盤ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 20m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 																					
松ヶ枝埠頭ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは国道 499 号、臨港道路の道路区域を境界とする山手側の範囲内は、20m 以下とする。 ・高さは国道 499 号、臨港道路の道路区域を境界とする海側の範囲内は、12m 以下とする。 (ただし、水平線から 90m の範囲内は、海側 0m から 12m 以下とする) 																					
臨海ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 20m 以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。 																					
浪の平鍋冠山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは 10m 以下とする。 																					
伝統的建造物保存地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の階数は、地上 3 階以下とする。 ・高さは 13m 以下とする。 																					

大項目	中項目	規制・推奨内容
建築物及び 工作物	形態・意匠	<p>景観形成基準</p> <p>[地区共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居留地の洋風の雰囲気を継承する。 ②仕上げの材料は、周囲の景観と調和したものとする。 ③道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 ④高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上を含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 ⑤自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。 <p>[東山手ゾーン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 ②建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。 <p>[大浦Bゾーン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 <p>[南山手Aゾーン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 ②建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。 <p>[南山手Bゾーン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 ②建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。 <p>[浪の平鍋冠山ゾーン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 <p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通] 鉄筋コンクリート等の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ファサードを適度に分節し、圧迫感がないようにする。 ②近景だけでなく、遠景や眺望を意識したデザインとする。 ③仕上げの材料は、レンガ、石、漆喰とすることとし、古い建材を積極的に再利用する。 ④屋根は、パラペットに勾配を設けて屋根風に処理するのではなく、屋根を乗せて軒を出す。 ⑤交差点にある建築物は、交差点に接する部分の隅切りを行い、角を生かしたデザインとする。 <p>[景観まちすじ共通] 木造建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仕上げの材料は、下見板、レンガ、石、漆喰とし、古い建材を積極的に再利用する。 ②屋根は寄棟とし、葺材は桟瓦葺又は本瓦葺とする。 ③軒は、軒先飾り等を用いた伝統的な形態とする。 ④窓は、縦長を基本とし、鎧戸等を設けた古典様式窓等とする。 ⑤1階にはテラス、2階以上には列柱式のベランダを設け、伝統的な意匠を施す。 ⑥煙突を設ける。 <p>[景観まちすじ共通] 工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①照明灯等の景観上アクセントとなる工作物は、居留地の風情が感じられる洋風の意匠とする。 ②①以外の設備等は極力目立たないようなシンプルなデザインとするか、それも難しい場合は遮蔽する。 ③塀の仕上げは安全性に配慮することを前提としてレンガを基本とし、周囲の環境や歴史性を考慮して検討する。コンクリートブロック等は緑化するなどして露出しない。 ④自動販売機は、建物の中に組み込み、やむを得ず屋外に設置する場合は、極力目立たないように工夫するか、「ナガサキターナン」等の長崎居留地のブランディングに資する柄や素材等で装飾する。 <p>[賑わい景観まちすじ] 工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①店舗の軒先には、デザイン性の高い日よけテントを設置し、回遊環境の向上を図る。 ②公共空間から見える場所に機械式駐車場を設置しない。やむを得ず設置する場合は遮蔽する。

III 景観ガイドライン（景観形成基準と推奨される取組）

大項目	中項目	規制・推奨内容																							
建築物及び 工作物	色彩	景観形成基準																							
		[地区共通]																							
		①基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。																							
		(1) 建築物の屋根																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR~G 系</td> <td>2.5 以上~5.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>N 系</td> <td>2.5 以上~5.0 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	YR~G 系	2.5 以上~5.0 以下	1.5 以下	N 系	2.5 以上~5.0 以下	-												
色相	明度	彩度																							
YR~G 系	2.5 以上~5.0 以下	1.5 以下																							
N 系	2.5 以上~5.0 以下	-																							
		(2) 建築物の壁面、工作物																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 系、Y 系、GY 系、PB 系</td> <td>5.5 以上~9.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR 系</td> <td>4.5 以上~5.0 未満</td> <td>4.0~5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>5.0 以上~5.5 未満</td> <td>3.0~6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>5.5 以上~7.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>7.5 超~9.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>G 系、BG 系、B 系、P 系、RP 系</td> <td>5.5 以上~9.0 以上</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>N 系</td> <td>5.5 以上~9.0 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			色	明度	彩度	R 系、Y 系、GY 系、PB 系	5.5 以上~9.0 以下	2.0 以下	YR 系	4.5 以上~5.0 未満	4.0~5.0 以下	5.0 以上~5.5 未満	3.0~6.0 以下	5.5 以上~7.5 以下	3.0 以下	7.5 超~9.0 以下	2.0 以下	G 系、BG 系、B 系、P 系、RP 系	5.5 以上~9.0 以上	1.0 以下	N 系	5.5 以上~9.0 以下	-
色	明度	彩度																							
R 系、Y 系、GY 系、PB 系	5.5 以上~9.0 以下	2.0 以下																							
YR 系	4.5 以上~5.0 未満	4.0~5.0 以下																							
	5.0 以上~5.5 未満	3.0~6.0 以下																							
	5.5 以上~7.5 以下	3.0 以下																							
	7.5 超~9.0 以下	2.0 以下																							
G 系、BG 系、B 系、P 系、RP 系	5.5 以上~9.0 以上	1.0 以下																							
N 系	5.5 以上~9.0 以下	-																							
		景観ガイドライン																							
		[景観まちすじ共通] 建築物																							
		①歴史的建造物が周囲にある場合は、歴史的建造物の色彩に配慮する。																							
		②色相、明度、彩度が大きく異なるものを併せて使用しない。																							
		③使用する色数は3色以下にする。																							
		④中高層の建築物は、高層になるほど明度を高めることで圧迫感を軽減する。																							
		⑤室外機、電気設備、給湯設備、排水設備等の外壁に設置する設備は、外壁の色彩と統一する。																							
		⑥建築物に付随して擁壁等に取り付ける排水管等は擁壁の色彩に合わせる。																							
		[シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ] 工作物																							
		①防護柵、街路灯等の洋風意匠で景観上アクセントとなる鋼製工作物については、東山手地区で使用されているライトグリーン（5G9/1程度）色とし、電柱、鉄柱等の景観上アクセントとなるものについては国の基準に基づきグレーベージュ色（10YR6/1程度）とする。																							
		②標識等については背面も景観配慮色で塗装する。																							
		[上記以外] 工作物																							
		①工作物については国の基準に基づきダークブラウン色（10YR2/1程度）で統一する。																							
		②グラバー園内の鋼製工作物についてはダークグリーン色（2.5G3/4程度）で統一する。																							
		③標識等については背面も景観配慮色で塗装する。																							

大項目	中項目	規制・推奨内容
建築物及び 工作物	敷地内の 緑化	<p>景観形成基準</p> <p>[地区共通] 工作物 ①敷地内はできるだけ緑化する。</p> <p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通] ①公共空間から見える庭や空地等は、居留地の風情が感じられる洋風の緑化（ばら等）を行い、美観を維持できるよう適切に維持管理を行う。 ②公共空間から見える軒下、テラス、窓にプランター又はウィンドウボックス（ヨーロッパで多く見られる窓辺のプランター）を設置する。 ③プランター又はウィンドウボックスを設置する際には、鉢のデザインにも配慮する。 ④既存の樹木は保存することを基本とするが、安全上及び景観上やむを得ないものについては、強剪定や伐採を行う。 ⑤公共空間から見える場所には、防草シートを使用しない。</p> <p>[シンボルロード景観まちすじ] ①公開空地等にシンボルツリーとなる高木を植樹し、長崎居留地のイメージを印象付ける。</p> <p>[賑わい景観まちすじ] ①交差点周辺等の人目に付きやすい場所の緑化を推進する。 ②緑化と併せてベンチやテーブルを設置し、人が心地よく滞留できる空間を設ける。</p>
	用途	<p>景観ガイドライン</p> <p>[賑わい景観まちすじ] ①建物低層部には出来る限り店舗、飲食店等の賑わい形成に資する機能を導入する。 ②建物1階には出来る限り駐車場を設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は遮蔽する。</p>
開発行為等	開発行為等	<p>景観形成基準</p> <p>[景観形成重点地区共通] ①法面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ②市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 ③擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ④敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。</p> <p>[東山手ゾーン・南山手Aゾーン・南山手Bゾーン・浪の平鍋冠山ゾーン] ①1ha以上の区域で造成を行う場合には、高さが5mを超える法面を生ずる切盛土を伴わないものとする。</p> <p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通] ①張り出しスラブは設置しない。</p> <p>[シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ、生活道路景観まちすじ] ①居留地時代の石積みを保全し、車の進入路や駐車場として開削しないよう努める。やむを得ず開削する場合は可能な限り石積みを残し、端部や進入路の舗装のデザインに配慮する。</p> <p>景観形成基準</p> <p>[景観形成重点地区共通] ①堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。 ②そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない屏の設置等による修景を行う。 ③整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。</p>
屋外における 土石、廃棄 物、再生資源 その他の物件 の堆積		

III 景観ガイドライン（景観形成基準と推奨される取組）

大項目	中項目	規制・推奨内容																		
屋外広告物	大規模屋外広告物	<p>景観形成基準</p> <p>[地区共通]</p> <p>①長崎市景観計画で定められている大規模屋外広告物の景観形成基準は以下の通りとする。</p> <p>(1) 共通要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>景観形成基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> まちなみの景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること 遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること 建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること </td></tr> <tr> <td>表示</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないよう努めること 複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること </td></tr> <tr> <td>意匠</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配置すること </td></tr> <tr> <td>色彩</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとすること </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること 不要な看板を放置しないよう努めること </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 個別要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>景観形成基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上広告</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 搭乗の広告物は設置しない 建築物の塔屋部には設置しない 支柱は、遮蔽する 裏面は、覆いや塗装などを施す </td></tr> <tr> <td>突出広告・ポール型広告</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する </td></tr> </tbody> </table> <p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通]</p> <p>①大規模広告物は設置しない。</p>	項目	景観形成基準	位置	<ul style="list-style-type: none"> まちなみの景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること 遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること 建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること 	表示	<ul style="list-style-type: none"> 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないよう努めること 複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること 	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配置すること 	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとすること 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること 不要な看板を放置しないよう努めること 	種別	景観形成基準	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 搭乗の広告物は設置しない 建築物の塔屋部には設置しない 支柱は、遮蔽する 裏面は、覆いや塗装などを施す 	突出広告・ポール型広告	<ul style="list-style-type: none"> 広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する
項目	景観形成基準																			
位置	<ul style="list-style-type: none"> まちなみの景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること 遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること 建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること 																			
表示	<ul style="list-style-type: none"> 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないよう努めること 複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること 																			
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配置すること 																			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとすること 																			
その他	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること 不要な看板を放置しないよう努めること 																			
種別	景観形成基準																			
屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 搭乗の広告物は設置しない 建築物の塔屋部には設置しない 支柱は、遮蔽する 裏面は、覆いや塗装などを施す 																			
突出広告・ポール型広告	<ul style="list-style-type: none"> 広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する 																			
屋外広告物	大規模以外の屋外広告物	<p>景観形成基準</p> <p>[地区共通]</p> <p>①広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ②屋上広告は設置しない。 ③地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広は設置しない。</p> <p>景観ガイドライン</p> <p>[シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ]</p> <p>①ポール型広告、広告塔、広告板は設置しない。 ②全ての屋外広告物は、可能な限り集約し、居留地を感じさせる洋風のデザインとする。 ③壁面広告は、居留地時代のデザインを取り入れる。 ④突出し看板は、軒より低い位置とする。 ⑤高彩度のコーポレートカラーの使用を避け、やむを得ず使用する場合は、文字のみとする。 ⑥軒先には、デザイン性の高いポップやメッセージボードなどを積極的に掲出し、賑わいの形成を図る。 ⑦デザインには「ナガサキーターン」を積極的に活用する。 ⑧ストリートフラッグ等を活用し、長崎居留地共通のブランド形成を図る。 ⑨デジタルサイネージは景観への影響が大きいことから、照度、輝度、表示内容等に十分に配慮する。 ⑩夜間景観の向上に資する洗練された広告照明を行う。</p> <p>[前項以外の景観まちすじ]</p> <p>①原則、屋外広告物は設置しない。やむを得ず設置する場合は必要最小限とし、周辺の景観に配慮する。</p>																		

大項目	中項目	規制・推奨内容														
夜間景観	夜間景観	<p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通]</p> <p>①下表の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>色温度</td><td>・2400-2700K 程度（電球色）とする。※</td></tr> <tr> <td>グレア対策</td><td>・光害とならないよう、周辺へのグレア対策を十分に行う。 ・ポール灯を減らし鉛直面への照明、グレアに配慮した防犯灯を設置する。※</td></tr> <tr> <td>演色性の優先度</td><td>・Ra90 以上とする。※</td></tr> <tr> <td>器具</td><td>・LED を基本とし、洋風のデザインに統一する。※ ・敷地周辺の道路等を照らすブラケット照明を設置する。 ・分電盤等の付帯設備の位置や色彩にも配慮する。</td></tr> <tr> <td>オペレーション</td><td>・時間によるライトダウンを検討、住民・観光客いずれにも快適な光環境とする。※ ・建物からの漏れ光を演出する。 ・歴史的建造物を光で彩るイベントを開催する。</td></tr> </table> <p>[景観まちすじ共通] 歴史的建造物</p> <p>①下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>陰影</td><td>・1-15Lx 程度、繊細な建物へのライトアップを行う。※</td></tr> <tr> <td>鉛直面輝度</td><td>・建物のファサードや塀、緑の垣根を照らす。※</td></tr> </table> <p>※環長崎港夜間景観向上基本計画より引用</p>	色温度	・2400-2700K 程度（電球色）とする。※	グレア対策	・光害とならないよう、周辺へのグレア対策を十分に行う。 ・ポール灯を減らし鉛直面への照明、グレアに配慮した防犯灯を設置する。※	演色性の優先度	・Ra90 以上とする。※	器具	・LED を基本とし、洋風のデザインに統一する。※ ・敷地周辺の道路等を照らすブラケット照明を設置する。 ・分電盤等の付帯設備の位置や色彩にも配慮する。	オペレーション	・時間によるライトダウンを検討、住民・観光客いずれにも快適な光環境とする。※ ・建物からの漏れ光を演出する。 ・歴史的建造物を光で彩るイベントを開催する。	陰影	・1-15Lx 程度、繊細な建物へのライトアップを行う。※	鉛直面輝度	・建物のファサードや塀、緑の垣根を照らす。※
色温度	・2400-2700K 程度（電球色）とする。※															
グレア対策	・光害とならないよう、周辺へのグレア対策を十分に行う。 ・ポール灯を減らし鉛直面への照明、グレアに配慮した防犯灯を設置する。※															
演色性の優先度	・Ra90 以上とする。※															
器具	・LED を基本とし、洋風のデザインに統一する。※ ・敷地周辺の道路等を照らすブラケット照明を設置する。 ・分電盤等の付帯設備の位置や色彩にも配慮する。															
オペレーション	・時間によるライトダウンを検討、住民・観光客いずれにも快適な光環境とする。※ ・建物からの漏れ光を演出する。 ・歴史的建造物を光で彩るイベントを開催する。															
陰影	・1-15Lx 程度、繊細な建物へのライトアップを行う。※															
鉛直面輝度	・建物のファサードや塀、緑の垣根を照らす。※															
駐車場	駐車場	<p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通]</p> <p>①町並みの連続性を保つため、公共空間から直接車両が見えないよう塀や生垣等で遮蔽する。 ②設置する機器等、工作物の色彩ガイドラインを参考にしてグレーベージュ色やダークブラン色とする。 ③設置する屋外広告物は、屋外広告物のガイドラインを参考に周辺景観と調和したものとする。 ④設置する照明は電球色（2700K 程度）のグレアがないものとする。 ⑤敷地内を可能な限り緑化する。</p> <p>[賑わい景観まちすじ]</p> <p>①商店街等に面した位置には、可能な限り駐車場の出入口を設置しない。</p>														
仮設物	仮設物	<p>景観ガイドライン</p> <p>[景観まちすじ共通] 大規模な工事現場</p> <p>①工事現場周辺は整理整頓を心がける。 ②仮囲いは、周囲の景観に配慮した低彩度の色彩とし、工事の状況等について市民に分かりやすく発信する媒体としてデザインに配慮した上で有効に活用する。 ③工事看板は、デザインに配慮したものとする。</p> <p>[景観まちすじ共通]</p> <p>①仮設の防護柵や看板等は、周辺の景観に配慮したものを使用する。</p>														

IV 景観まちづくりの推進

(1)運用体制

本ガイドラインは、主に長崎市、市民・事業者等、長崎居留地まちづくり協議会、専門家の体制で運用します。

条例等に基づく建築物や工作物の新築・改築等については、長崎市と市民・事業者等（行為者）で協議を行ってください。

市民や事業者等は、法や条例に基づかない行為や日常生活についても、本ガイドラインの内容を基にした景観への配慮、協力をお願いします。

長崎市は、景観形成を先導する公共事業の実施に努め、公共事業等の景観に重大な影響を与える恐れがある行為については、長崎居留地歴史まちづくり協議会と協議を行います。

長崎居留地歴史まちづくり協議会は、景観モニタリングを実施し、地域の景観の変化を監視する役割も担います。

学識経験者や伝統工法技術者等の専門家は、長崎居留地を専門とする人材を育成し、景観まちづくりを専門的にサポートする役割を担います。

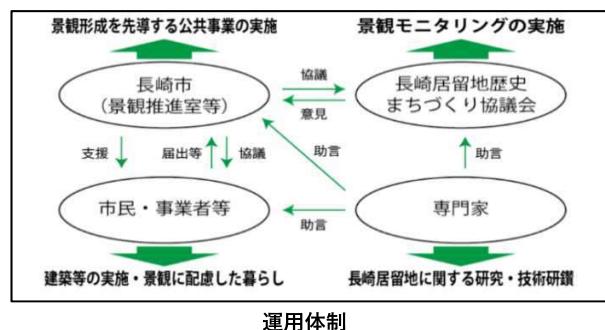
(2)景観モニタリング

建築物や工作物等は経年変化で劣化してしまうもの、風合いが増すことで見映えするものなど、多様なものが存在しています。

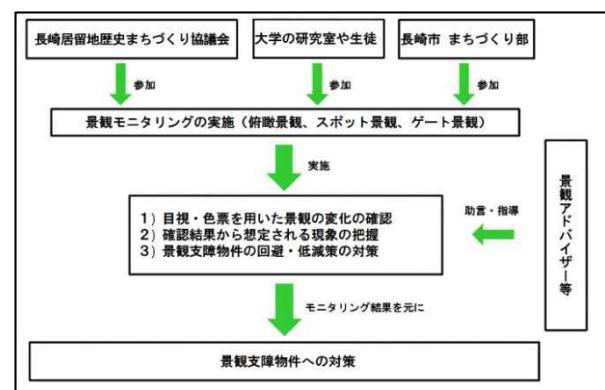
そこで、本ガイドラインの効果を持続的に発現できるよう、年に1回程度「景観モニタリング」の取り組みを推奨します。

長崎居留地歴史まちづくり協議会での活動を中心に、長崎市や専門家等と協働しながら、継続的に取り組むものとします。

また、モニタリング結果については関係者で共有し、今後の景観まちづくりに役立てていきます。



運用体制



景観モニタリングの仕組み

(3)支援制度

景観まちづくりの推進に向けて、景観重要建造物、伝統的建造物群保存地区、賑わいづくりを対象とした支援制度があります。

■ 長崎市景観形成助成金（景観重要建造物への支援）※一部

対象	補助率	限度額
基本設計及び実施設計に係る費用	1/3 以内	100 万円
建築物（門及び塀を除く）の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/2 以内	200 万円
門及び塀の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/2 以内	100 万円
擁壁及び石垣の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/3 以内	200 万円

■ 伝統的建造物群保存地区への支援

種類	対象	補助率	限度額
管理	伝統的建造物の防災設備などに要する経費	1/2 以内	200 万円
修理	伝統的建造物の外観の修理に要する経費	2/3 以内	
修景	一般の建築物を伝統的建造物風にするために要する経費	1/2 以内	600 万円
復旧	環境物件の復旧に要する経費	1/2 以内	

■ 賑わいづくりへの支援（まちなかの賑わいづくり活動支援補助制度）

対象	補助率	限度額
地域の魅力を発信する活動、歴史的建造物等を活用する活動、街並みの連続性を高める活動、地域の資源を活かした商品の開発に係る活動、長崎の伝統産業を活かした活動、その他（まちなかの賑わいの創出に効果があると認められる活動）	1/2 以内	200 万円

Higashiyamate and Minamiyamate

Community Development & Urban Regeneration Guidelines

